おでかけタクシーのご利用にあたって

（令和8年4月改定）

1. 利用できる方（対象者）

津島市に住民票があり、次のいずれかに該当する方。

○　75 歳以上の方

○　以下の手帳を有する方

- 身体障害者手帳１～３級
- 療育手帳Ａ・Ｂ判定
- 精神障害者保健福祉手帳１・２級

○　妊婦の方・出産後１年未満の方

2. 利用できる時間（運行時間）

午前８時 30 分～午後７時（土・日・祝日も利用できます）

3. 利用できる範囲（運行区域）

津島市内全域　＋　ＪＲ蟹江駅・ＪＲ永和駅

4. 利用できるタクシー会社（令和8年4月現在）

名鉄西部交通 ㈱	☎0567－26－2406
㈱ 玉利タクシー	☎0567－25－1240
名古屋近鉄タクシー ㈱	☎0570－04－3833



※耳が不自由で、お電話での予約が難しい場合はＦＡＸでの依頼も可能です。
ＦＡＸでの依頼は、名鉄西部交通㈱のみ可能です。
名鉄西部交通㈱ホームページの「タクシー配車予約申込票」を利用していただき、備考欄に「おでかけタクシーで利用。」と記載の上お申込みください。

※タクシー会社は今後、追加･変更となる場合があります。
市のホームページをご覧いただくか、福祉課へお問い合わせください。

【津島市ホームページ】→

5. 利用者の負担額

以下の額の4分の1。（10 円未満切り上げ）

［ 運賃　＋　お迎え料金　＋　時間指定予約料金　＋　立ち寄り時の待機料金 ］

※タクシー会社の各種割引適用後の金額で計算します。
※タクシーが指定した時間に来なかった場合、時間指定予約料金はかかりません。
※時間指定せず「今から来てください」と頼んだ場合、時間指定予約料金はかかりません。
※負担割合は、変更となる場合があります。

6. 利用のしかた（利用方法）

（1）タクシーの利用申込

① 原則、タクシー会社に電話で乗車申込してください。
『**津島おでかけタクシーの利用**』であることを必ずお伝えください。

② 駅などで待機しているタクシーも予約なしで利用できます。
『**津島おでかけタクシーの利用**』であることを運転手に必ずお伝えください。

（2）タクシー乗車

① **「利用登録証」を必ず携帯**し、乗車時に運転手に提示してください。

② 出発地または目的地のどちらかを自宅としてください。
「**自宅 → 目的地**」または「**目的地 → 自宅**」のどちらか。

③ 付き添いの方も同乗できます。

④ 途中の立ち寄りは、1か所程度10分を目安に利用できます。

⑤ 料金のお支払いは**現金のみ**です。クレジットカードや電子マネーは利用できません。**福祉タクシー料金助成利用券も、使用できません。**

7. 注意事項

① 利用登録証は、**ご本人以外は使用できません。**

② 乗車時に**利用登録証をお持ちでない場合**、または運転手に**利用登録証を提示できない場合**は、おでかけタクシーの対象外となり、**全額自己負担となります。**

③ 利用できる範囲外を目的地とした場合は、全額自己負担となります。
（津島市内で一旦精算し、そのまま津島市外まで乗車することはできません。）

④ 不正な利用が確認された場合、利用登録証を没収し市負担分を請求いたします。

8. その他

① タクシー配車状況によっては、**ご希望の日時に予約が取れない場合もあります。**

② 当日の交通状況などにより、やむを得ず予約時間に遅れる場合もあります。

③ 同区間利用の場合でも、経路や交通状況等により料金が変わる場合があります。

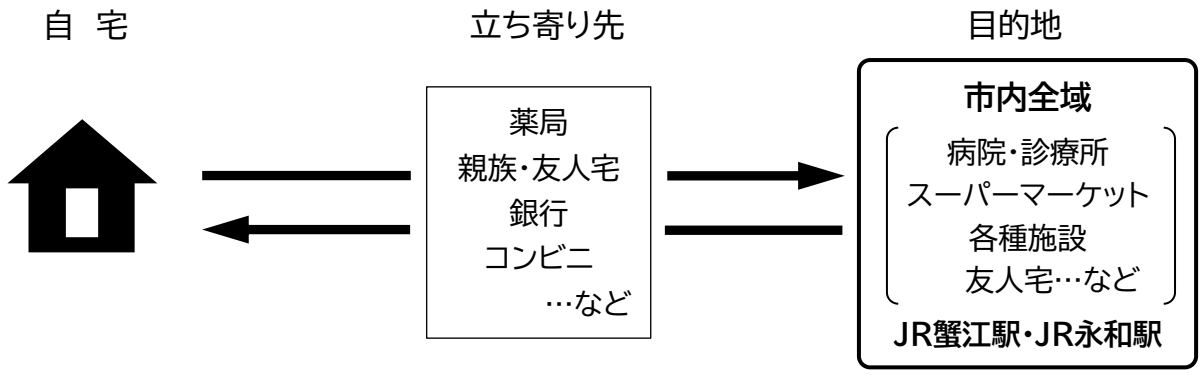
④ おでかけタクシーの利用状況の確認などのため、市からお問い合わせをさせていただく場合があります。

⑤ 津島おでかけタクシー事業は、今後、内容を変更する場合があります。
最新情報は、市ホームページ、広報紙（市政のひろば）などでお知らせします。

⑥ ご不明な点などがありましたら、福祉課までおたずねください。

問い合わせ先　津島市役所　福祉部福祉課　福祉グループ
電話（0567)24－1115

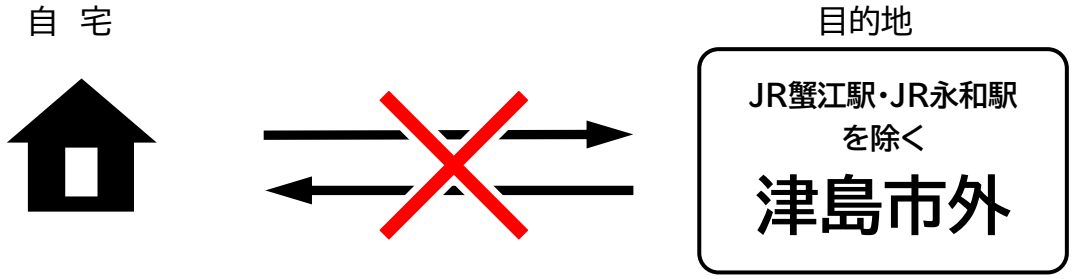
目的地までの間に立ち寄りできます



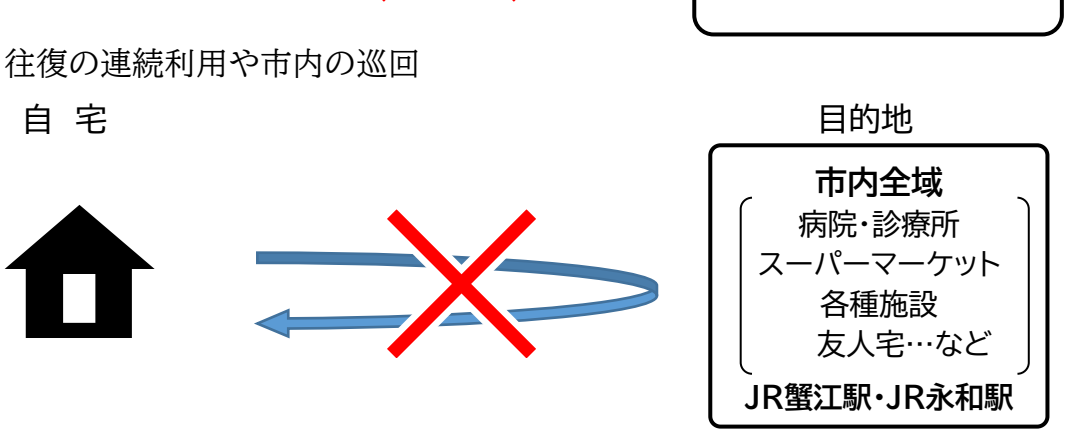
自宅から途中で立ち寄って目的地まで行く
目的地から途中で立ち寄って自宅へ帰る
ことができます（1 回程度、10 分目安）

⚠ 以下の利用はできません ⚠

① 自宅から市外へ、市外から自宅への利用（ＪＲ蟹江駅とＪＲ永和駅は利用できます）



② 往復の連続利用や市内の巡回



おでかけタクシー Q&A

① 利用対象者でなくなったときは、どうしたらよいですか？

☞ 利用登録証を福祉課へ返却してください。

② タクシーを降りるのが午後 7 時を過ぎてしまったら、おでかけタクシーは使えなくなりますか？

☞ ご乗車が利用時間内（午後７時まで）であれば、午後７時を過ぎてもご利用できます。

③ 月に何回まで利用できますか？

☞ 利用回数に上限は設けていません。

④ 付き添い者は利用登録証を持っていなくても同乗できますか？

☞ 付き添いの方は、利用登録証を持っていなくても同乗できます。

⑤ 自宅とはどこのことですか？

☞ 「利用登録証に記載されている住民票上の住所」、
「津島市内の生活の本拠地（実際に住んでいる場所）」です。
※津島市民に限ります。

⑥ 乗るときや降りるときは、自宅の目の前でないといけませんか？

☞ 自宅付近で、乗り降りがしやすい場所でも大丈夫です。

⑦ 介護用のタクシーも利用できますか？

☞ 介護タクシーのご利用はできません。

⑧ 支払った金額の領収書はもらえますか？

☞ タクシー会社で対応が異なります。利用申込の際にお問い合わせください。

おでかけタクシー事業者（令和8年4月現在）

名鉄西部交通	☎0567-26-2406
玉利タクシー	☎0567-25-1240
名古屋近鉄タクシー	☎0570-04-3833

※ 追加・変更される場合があります

← 点線で切り取って、利用登録証と一緒に持ち運べます